



島根県報

平成18年 4 月 7 日 (金)
第 1,766 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(") 2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課) 2
土地改良区連合の解散の認可	(") 2
県営土地改良事業計画の変更	(") 2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課) 3
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の 一部改正	(労 働 政 策 課) 4
道路の供用開始	(道 路 維 持 課) 4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 4
公 告	
特定計量器の定期検査の実施	(商 工 政 策 課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課) 7
特定調達公告	
島根県建設工事事務管理システムの開発及び保守運用業務に係る随意契約の相手 方等	(技 術 管 理 課) 7
正 誤	
平成17年 5 月13日付け島根県報第1,674号中	(河 川 課) 8
平成17年11月25日付け島根県報第1,730号中	(") 8

告 示

島根県告示第488号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 4 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人 祐和会	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム アンジュ	松江市西津田 4 丁目 7 番18号	平成18年 3 月30日

島根県告示第489号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人 山根クリニック	山根クリニック居宅介護支援事業所	出雲市芦渡町789 - 2	平成18年 3月30日

島根県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡瑞穂土地改良区の定款変更を平成18年3月30日付けで認可した。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第2項の規定に基づき、伯太川沿岸土地改良区連合の解散を平成18年3月29日付けで認可したので、同法第84条において準用する同法第67条第3項の規定により告示する。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、砂子原地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
砂子原地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第493号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 4 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町山田奥川674 - 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年 4 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
松江タウンスクエア キャスパル 島根県松江市黒田町427
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
協同組合松江ショッピングプラザ 代表理事 渡部 勇 島根県松江市黒田町字下ノ原427番地
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ファミリープラザ・アピア
(変更後) 松江タウンスクエア キャスパル
 - (4) 変更の年月日
平成18年 3 月17日
- 2 届出年月日
平成18年 3 月22日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第495号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成18年4月7日から施行する。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表中「ビル設備管理、」を削る。

第3号の表中「紳士服製造」の次に「、寝具製作」を、「商品装飾展示」の次に「、フラワー装飾」を、「テクニカルイラストレーション」の次に「、機械・プラント製図」を加える。

島根県告示第496号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱393番2地先から同町別府536番2地先まで	メートル 698.00	平成18年 4月7日	県央県土整備事務所	

島根県告示第497号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 西谷溢2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
益田市	大谷町			542番1	1号

			543番 1	2号から 4号まで
			544番 3	5号
			544番 2	6号
			544番 1	7号
			2097番 1	8号及び 9号
			525番 2	10号
			528番 1	11号
			526番	12号及び 13号
			526番 1	14号
			526番 2	15号
			2963番	16号
			527番	17号から 19号まで

1 区域の名称 笹倉団地

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から 6号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と 6号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
益田市	美都町	笹倉		404番 1	1号
				1357番 1	2号及び 3号
				425番 1	4号
				1357番 1	5号及び 6号

1 区域の名称 飯美 2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から 23号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と 23号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐郡	隠岐の島町	飯美	角奥三	338番 3 地先道路敷	1号
				335番 2	2号
				344番 1	3号及び 4号
			角奥五	349番 1	5号
				349番 2	6号
			北山一	384番	7号
				379番	8号
			角奥五	375番	9号
				369番	10号及び 11号
				368番	12号及び 13号
				363番	14号
				364番	15号
				363番	16号
	354番	17号			

			352番	18号及び19号
			350番2	20号
		角奥三	344番1	21号
			343番	22号及び23号

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成18年4月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号及び第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月20日から12月19日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号及び第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
6月1日から8月31日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
飯南町	5月11日	10時30分から16時まで	飯南町役場
	5月12日	10時30分から15時まで	
東出雲町	5月15日	10時から15時30分まで	東出雲町役場
	5月16日	10時から15時まで	
安来市	5月17日及び18日	10時から15時30分まで	安来市役所
	5月19日	10時から14時30分まで	
	5月22日	10時から15時30分まで	
	5月23日	10時から15時まで	
奥出雲町	5月24日及び25日	10時から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月29日及び30日	10時30分から15時30分まで	
	5月31日	11時から15時まで	

	6 月 1 日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	6 月 5 日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	6 月 6 日及び 7 日	10時から16時まで	
	6 月 8 日	10時から12時まで	
	6 月13日及び14日	10時30分から15時30分まで	
	6 月15日	9 時30分から12時まで	
	6 月26日	13時30分から16時まで	
	6 月27日から29日まで	10時から16時まで	
	6 月30日	10時から12時まで	
	7 月 3 日	13時から16時まで	
	7 月 4 日及び 5 日	10時から16時まで	
	7 月 6 日	10時から12時まで	
	7 月24日	14時から15時まで	
	7 月25日	10時から12時まで	
	邑南町	7 月10日	
7 月11日		9 時30分から15時30分まで	
7 月12日及び13日		10時から15時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 4 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
江津市嘉久志町イ1836番 2 外17筆
面積 7,280平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
益田市あけぼの西町 3 番地14
有限会社 洪商事
代表取締役 洪 錫圭

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 4 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
島根県建設工事事務管理システムの開発及び保守運用業務 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年3月24日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立情報システムズ 山陰営業所長 河野亮次

島根県松江市御手船場町伊勢宮551番地

5 随意契約に係る契約金額

177,450,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施についての公告を行った日

平成17年12月20日

正

誤

平成17年5月13日付け島根県報第1,674号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	上から13	松江市西川津町字笠津灘2077番5から松江市西川津町字市成灘2079番1まで	(1) 松江市西川津町字笠津灘2077番5 (2) 松江市西川津町字笠津灘2078番3 (3) 松江市西川津町字笠津灘2078番4 (4) 松江市西川津町字市成灘2079番4

平成17年11月25日付け島根県報第1,730号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から10	松江市西川津町字荒槇650番8から松江市西川津町字荒槇649番7まで(12筆)	(1) 松江市西川津町字橋向649番6 (2) 松江市西川津町字橋向649番7 (3) 松江市西川津町字荒槇650番5 (4) 松江市西川津町字荒槇650番6 (5) 松江市西川津町字荒槇650番8 (6) 松江市西川津町字荒槇650番9 (7) 松江市西川津町字荒槇650番10 (8) 松江市西川津町字荒槇650番11 (9) 松江市西川津町字荒槇650番12 (10) 松江市西川津町字荒槇650番13 (11) 松江市西川津町字荒槇650番14 (12) 松江市西川津町字荒槇652番5